

令和 7年 2月21日

各 位

大学共同利用機関法人自然科学研究機構
核融合科学研究所長
日米科学技術協力事業(核融合分野)研究代表者
吉 田 善 章

日米科学技術協力事業(核融合分野)

共同プロジェクト創設準備研究の公募について

日米科学技術協力事業(核融合分野)(以下、「日米事業」という。)は、文部科学省と米国エネルギー省間の調整の下、米国と日本の大学・研究機関の研究者(グループ)間で、現在「一般交流計画」、「共同研究」、「核融合理論共同研究」、「共同プロジェクト」の4カテゴリで研究交流を実施しています。

このうち、一般交流計画、共同研究及び核融合理論共同研究は、研究者派遣(旅費)及びワークショップの開催費用の助成が主で、原則この3カテゴリでは研究費の助成は無く、公募は毎年行います。

一方、「共同プロジェクト」は、米国で行うことでメリットが大きい、大規模・継続的な研究に必要な経費を旅費とともに助成しており、研究課題を6年ごとに公募し、委員会(前回名称は「次期共同プロジェクト推進小委員会」)で審査の後実施してきました。現在実施中の共同プロジェクト「FRONTIER計画(原型炉ダイバータにおける界面反応ダイナミクスと中性子照射効果)」は、2024(令和6)年度で終了します。

これに伴い、核融合科学研究所は、2026(令和8)年度より開始する次期「共同プロジェクト」の公募を2025(令和7)年度に行う予定です。今回これに先立って、そのための「共同プロジェクト創設準備研究」(以下、「本研究」という。)の公募を行います。応募される方は、以下に示すガイドラインに留意の上、「研究計画書」(様式任意)を作成し、提出ください。

応募に際してのガイドライン

1. 本研究は、次期「共同プロジェクト」研究の提案に繋がる内容でなければならない。
2. 本研究は原則、米国内の施設・装置の共同利用を伴う内容でなければならない。
3. 本研究の応募に当たっては、事前に米国側機関及び担当者と本研究の趣旨、内容、時期、期間、予算等に関して十分な協議を行い、採択された際の研究遂行に関して合意若しくは積極的な支持が得られていなければならない。
4. 本研究の内容は、核融合科学に関連するものであれば理論、実験を問わない。
5. 本研究の内容は新規提案、これまでの研究成果に基づく継続研究何れでもよい。
6. 本研究が助成する研究費は、原則米国内で使用する経費(機器の整備費、装置・機器使用料、人

件費等)に限る。

7. 本研究は、国内の複数機関の研究者が連携し遂行されることが強く望まれる。
8. 本公募の趣旨は、次期「共同プロジェクト」の提案に繋がる準備研究の助成であるため、複数の応募課題を採択する予定である。
9. 採択課題毎の予算配分額は未定であるが、本助成の総額は 6,000 万円程度を予定している。
10. 本研究は、2025(令和 7)年度 1 年限りとする。
11. 本研究に応募できるのは、国内の大学及び公的機関に所属する研究者とする。

なお、2026(令和 8)年度開始の次期共同プロジェクトは、採択課題数 1～数件程度、予算規模は総額で年間 6,000 万円程度を予定しています。

研究計画書に記載する事項

1. 研究代表者氏名
2. 研究課題
3. 研究目的
4. 研究組織(日本、米国ともに記載)
5. 研究の位置付け(核融合研究における重要性、日米事業として実施する意義)
6. 研究内容・計画(次期「共同プロジェクト」との繋がり)
7. 研究の準備状況(米国の研究施設・装置を利用するにあたり、運用機関の同意が得られているか、又は交渉状況、技術的に実現可能であるか)
8. 必要経費(旅費も含めて記載する)

研究計画書の提出に関する事項

1. 締 切: 2025(令和 7)年 5 月 30 日(金)必着
2. 提出方法: 以下の提出先にメールにて電子ファイルを送付
3. 提出(問い合わせ)先:
核融合科学研究所 管理部研究支援課国際・ビジター支援係
e-mail: kokusaishien@nifs.ac.jp

令和 7 年 4 月 30 日

上記「応募に際してのガイドライン」第 6 項、第 10 項に関する追記

1. 執行期間: 採択日～2026 年 3 月 31 日

- 但し装置使用料を米国エネルギー省(DOE)経由で支払う場合は、2027年3月31日まで
- 2. 米国における機器・装置の整備費、使用料(人件費を含む)に加え、日本及び米国における物品購入費(資産、消耗品)も執行可能
 - 但し日本で購入したものは全て米国へ輸送(輸出)すること
 - これに必要な日本及び米国における輸送費の執行も可能
- 3. 1 契約 100 万円以上は合見積若しくは見積競争、500 万円以上は入札となること
- 4. 以下の購入、使用は不可
 - 工事、電話・携帯電話契約(購入)、米国からの招へい費用

その他、不明な点は上記の NIFS 国際・ビジター支援係に相談すること。

以上